

令和8年9月8日（火）

開 会（午後3時10分）

○島田一隆委員長 出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから保健医療特別委員会を開会します。

○請願第4号「保健医療特別委員会」での意見集約にあたり、所沢市議会基本条例に基づき
市民からの声を聴く公聴会の実施を求めます

○島田一隆委員長 それでは、昨日に引き続き、「請願第4号「保健医療特別委員会」での意見集約にあたり、所沢市議会基本条例に基づき市民からの声を聴く公聴会の実施を求めます」を議題といたします。

この際、紹介議員に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない説明をお願いいたします。

さっそくですが、議事の順序等について申し上げます。

初めに、中井議員に5分以内でご説明いただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。それでは、中井議員お願いいたします。

○中井めぐみ議員 本日はこのような私から発言をする機会をつくっていただきどうもありがとうございます。今回の請願ですけれども、この特別委員会の主要議題でもある市民医療センターの利用者の多くは所沢市民であると思っておりますので、市民の声を聞くことはあってしかるべきことだと思っています。しかし、特別委員会のスケジュールや話し合いの中で、そのような提案が見当たらないなと思っております。また、市民医療センターにおいては、所沢市市民医療センター再整備計画案へのご意見を募集しますという形で、令和5年11月21日から12月20日までパブリックコメントを取り、市民の声を聞いています。その計画の変更について話し合っているのですから、もう一度市民の声を聞く必要はあると考えます。そして、何といたっても市民医療センターを利用する市民の声を生かさずに提言を出すということは、真に必要とされていることを見逃し、その後の運営に支障をきたすことがある恐れがあると考えます。よい提言を出すためにも、そして利用する市民が納得する機会を設けるためにも公聴会を開くことが必要だと考えております。

なぜ公聴会を開くのかという根拠ですが、言わずもがなだとは思いますが、地方自治法第115条の2「普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」とあります。市民医療センターを含む市内の医療施設などを利用している多くの市民にとって、今後、保健医療がどのようなになっていくかは大きな問題であり、真に利害関係を有するものと言えると考えます。そして、所沢市議会基本条例第7条第2項において、「議会は、本会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政

策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。」とあります。

以上のことから、今回の保健医療特別委員会で審議される内容について、公聴会制度を活用し、広く市民からの意見を聞くことは必要だと思います。

そしてもう一つ、なぜ市民向け公聴会なのかというところです。一般的に、この市民向け公聴会を開く必要性として、政策を実施する前に市民が考える課題や懸念を把握できるため、実施後の混乱や修正のリスクを抑えることができる。また、住民と直接意見を交わし、批判的な意見にも真摯に対応することで、住民の納得感も高まる。ということがあります。

このような点から保健医療特別委員会において、市民向け公聴会を開き、市民からの要望、懸念点などを踏まえ、今後の委員会活動や提言に取り入れていくことで、市民が納得した形の市民医療センターになり、ひいては、市民に親しまれる市民医療センターとなると考えています。また、所沢市議会基本条例にある市民参加および市民との連携に沿うことになるとも思っています。

以上のことから、この請願をぜひとも採択していただきたいと思っております。

○大石健一委員 中井議員がどうしてここに来たのか不思議でならないんですけど、日本共産党所沢市議団の皆さんは、特別委員会なんかいらないっていうふうにおっしゃって、市民医療センターはこのままでいいからもう話し合う必要ないんだと、特別委員会つくっても、素人の集まりで何もよい提案なんかできるわけがないという趣旨で意見を申しあげられました。けれども、今ここで特別委員会に市民の声聞いてくださいと、より良い提言してくださいというふうにおっしゃっていますけれども、それだったら、この特別委員会は反対だということとで表明されていましたが、自分たちが間違っていたというふうに認識されているのですか。

○中井めぐみ議員 間違っているとは考えておりません。ただ、特別委員会ができた今、その特別委員会から提言がされるということは、今後の市民医療センターの再整備計画においては、大きな影響があるかと思います。であるならば、その特別委員会の中で、市民の声を聞き、より良い提案をしていただきたいと思いますと考えております。

○大石健一委員 間違っていないと思うのであれば、自分たちで話し合う必要ないとおっしゃっていたんだから、わざわざ、また特別委員会にあげてくる必要はなかったんじゃないですか。私達はこんな委員会いらないと反対した、ここで話し合う必要ないですよというふうにおっしゃっていたんですけど、請願者に対して、そのような話はしなかったんでしょうか。

○中井めぐみ議員 しておりません。請願者からこの特別委員会でこのような市民からの声を聞いていただきたいという声が上がってきた。それに対して、私たちは特別委員会でぜひ市民からの声を聞いてもらいたいと思ったので、この請願の紹介議員になったということです。

私たちが特別委員会を必要ないと言ったことと、この請願が出されてきて、その趣旨に賛同して話し合ってくださいということは、あまり関係がないと考えています。

○大石健一委員 私にとってそれは侮辱でありまして、すごい憤りを感じる発言なんです。

最初、会派代表者の話し合いの中で特別委員会を設置しようという話になった際に、共産党さんは反対されていたというふうに会派代表者から報告を受けています。その後、健康福祉常任委員会で審査したらどうだろうというふうになりました。健康福祉常任委員会はそちらの会派から委員長を出しているんだから、中井議員は、市民の声を聞くという話をもっと取り組むべきだったんじゃないですか。それでも、共産党が委員長をやっている健康福祉常任委員会で議論してもらうようにならなかったじゃないですか。どうして市民の声を聞いて、その場でやろうというふうにしなかったんでしょうか。共産党として取り組むべきだったんじゃないですか。

○中井めぐみ議員 そのときと今とでは状況が違うと思っています。私たちは今でも再整備計画はそのまま進めるべきだったという考えはあります。ただ、今特別委員会ができた以上、話を聞いてほしいという市民の方が請願を出してきた。そしたら、特別委員会で話し合っているのですから、そこで、ぜひ市民の声を聞いていただきたいという請願を届けるのは当然だと考えております。

○大石健一委員 私は、日本共産党所沢市議団の皆さんが要因で、市民の声を聞く場を設けるとか、議論をすることが遅れてきたと思っているんですよ。今、特別委員会では、医師会や介護保険サービス事業者の代表者の方、今度、西埼玉中央病院にも行きますけれども、非常に貴重な参考人からの意見を聞いています。その中で、もちろん請願に上がってきた件というのは議論がされているわけです。

私は、中井議員や花岡議員に特別委員会に入っていただき、ぜひそのエネルギーで市民医療センターに対する意見を一緒に聞いて欲しかった。

私の立場から申し上げますけど、市民医療センター再整備は最初の計画どおり進めるべきだというのは2月定例会議でも申し上げましたし、10億円繰入したってそれは命を守ることだから必要なことなんだということを申し上げました。だけど、こういう状況になってきて、保健所もつくらなきゃいけない、62億円以上、おそらくもっとかかるでしょう。それから市民医療センターも48億円と言っていたのが、110億円になってしまった。その他にもいろいろな事業を行っていかねばならないので、今はこの議論をしなければいけないと私はそう思って提案してきました。提案したけど、入ってきてくれなかったじゃないですか。矢作代表が各会派を回って、私たちは特別委員会には入りません、話し合う必要はありませんからおっしゃっていました。そのことは、3分の1以上の議員が聞いていると思います。本当だったら、4月に立ち上げたかったですよ。特別委員会が立ち上がった段階で、市民の

多くの人たちの意見を聞いていきたいと思いますというふうに、中井議員が委員会に入ってきて言ってくれば、みんなでそういう協議しようとなっていたのに、あなたたちは話し合う必要がないって言ったじゃないですか。今どう思っているのかお聞かせください。

○中井めぐみ議員　まず一点ですけれども、これは本当に見解の違いだと思います。矢作代表は、私たちは入らないとは言っていないということです。私は矢作議員がそんなことは言っていないということを信じています。私たちが特別委員会に入っていたら、市民からの要望を聞きましようという意見を出したかどうかは分かりません。今回このような形で市民からぜひ聞いてもらいたいという請願があったので、そのとおりだなと思って請願に乗ったということなので、私たちが特別委員会に入っているとか、入っていなかったからどうのこうのという問題ではこの請願はないと私は思っています。

○福原浩昭委員　中井議員の説明を聞いて、確認ですけども、矢作代表は言っていないと思っていますというお話がありました。言った、言わないについてはこれ以上私はいいいんですけれども、なぜ共産党さんは、特別委員会に実際に入っていないんでしょう。その辺はどういうふうにお考えなのかお示してください。

○中井めぐみ議員　私たちは入らないというつもりはなかったです。ただ、入りませんかという提案もなかったというふうに聞いています。

○福原浩昭委員　入りたいという意思を出さなければ、まず入れないですよ。人数枠ももろもろ会派代表者の話し合いで決めるので、そもそも入りたいという意思があったのかどうか。なければまず入れませんよねと私は思うんですけども、その辺はいかがですか。

会派の中でどういう考えがあったのか、会派代表者の話し合いの中でその主張はされたのか、共産党さんとしても1名ぜひ入れてくださいというふうなご意向があれば、おそらくその中の協議を踏まえて、いろんなことが決まったんだろうと私は思うんですけども、その辺のところは会派の中でどういうお考えがあったのですか。

○中井めぐみ議員　会派の中では、実は私が入る予定でした。その中で、特別委員会に積極的に入りたいという話はしなかったかもしれないですけども、ただ、私たちとしては入る気持ちはあったというところです。

○松本明信委員　同じようなことを聞くようだけでも、私たちはこの議案に賛成したから、特別委員会ができたって入る意味がないと、もう賛成した議案なんだという流れで来ているんだよ。だから、会派の4人でどう話し合ったかをもう一度聞きたい。もし入りたいという申告をしてくれたら、いつでもウェルカムだったんですよ。

○中井めぐみ議員　私たちの中では、入れる状況であれば入ろうという話はしていました。ただ、会派代表者の話し合いの中では、そのような提案もないし、入れるような状況ではなかったということです。

○松本明信委員　我々は、会派代表者の話し合いは、会派内で話し合ってまとまった共産党の意見といつも思っているわけだけど、会派内で話し合っていないんじゃないか、会派代表者は、ちゃんと話を持ち帰って、皆さんはちゃんと理解していたのか。それを確認したい。

○中井めぐみ議員　矢作代表は、戻ってきて、逐一内容を伝えてくれましたので、私たちは理解しているということです。

○大石健一委員　市民文教常任委員会の請願審査で花岡議員が気の毒だというふうな発言がありましたけど、私は中井議員が気の毒でしょうがない。もうその点については、そこまでおっしゃるんだからいいです。例えば、公聴会やろうと思ったらどのぐらい時間がかかると思っているのですか。

○中井めぐみ議員　確かに時間はかかるかと思いますが、そこは特別委員会で努力していただきたいと思っています。

○大石健一委員　公聴会を開くには、公募し、応募していただいた方から人数が多い場合には選抜する可能性もあるけれども、そうした手続きをしていく必要があるわけですね。

だから、公聴会をこれからやるとなると、11月15日発行の市議会だよりに掲載したり、ホームページに掲載したり、多くの人の目に入るように公募し、応募期間があって、それから選抜作業があって、日程調整を図るなど、通常は、二、三ヶ月かかっちゃうんです。今までの経験とかそういうのを何か勉強しましたか。

○中井めぐみ議員　確かに、会派内でも時間はかかるという話はしました。ただ、今回時間がかかってしまうっていうことは、そもそも再整備計画を反対したことによって延びているんですから、そのことでまた延びることを気にされるということが、違うんじゃないかなと思っています。

○大石健一委員　4月の段階で特別委員会が設置されていたらできていたんですよ。我々は12月定例会議までに提言を出そうというスケジュール感でやっているんだけど、その中で我々も議会基本条例に基づいて市民の意見を聞かなきゃいけないというふうに私は思っているんで、運営の中において市民の意見を聞くというのは11月頃に考えているんですよ。だけど、公聴会だと時間的に無理ですよ。共産党の人たちが、4月の時点で特別委員会設置に反対したので公聴会は今のところはできませんよ。そういうふうに考えるのが普通で、あそこで賛成していただいて中井議員が委員会に入ってきてくれて、言ってくれたらそれをみんなで議論できたけど、今の段階で出してくるっていうのが会派の皆さん、多くの先輩がいる中で1期生では難しいかもしれないけども、ちゃんと相談していただきたいと願っているのが一つ。それから、小林議員から正副委員長連絡協議会の中で反対した人たちがやればいいんだとはっきり言われましたよ。反対した人たちだけでやれとおっしゃるんだったら、わざわざ請願を出してこなければいいじゃない。特別委員会なんか何にもできないっていうニュア

ンスで我々6月定例会議で言われました。ちょっと自分勝手すぎないと思いませんか。

○中井めぐみ議員 過去のことを今持ち出されても困るんです。確かに公聴会を開くのは難しいということは分かっています。でもそこを努力してやってもらいたいという請願の、私からのお願いです。

○福原浩昭委員 中井議員にこの公聴会制度の認識について確認したい。今時間かかるって話もありましたけど、必要であれば時間をかけてやるべきだと私も思いますが、ただ、この公聴会制度をどこまで分かってらっしゃるのかということなんです。請願では、市民各層の声を聞くために公聴会を求めるというふうにありますけど、この公聴会は、誰でも自由に意見を述べられる場というわけではないんです。分かっていると思いますけどね。申出者がいて、その中から委員会が公述人を選考する制度なんです。その辺の認識はありますか。

○中井めぐみ議員 確かに、市民の中の識見ってありますけれども、そのような識見のある方たちの話をということではあるかと思います。

○福原浩昭委員 いや、そういうこと聞いているんじゃないんです。誰でも自由に発言できるわけではなく、いわゆる公聴会やりますので御意見がある方は申し出てください。と公募するわけですよ。その中で、委員会がこの方の意見を聞きましょうと選ぶ制度なんですよ。その辺のご認識はありますか。

○中井めぐみ議員 特別委員会で選ぶという認識なかったです。

○福原浩昭委員 特別委員会の審査なんですから、特別委員会の中で話をしたいという方の中から選ぶのです。それをもとに、こちらがお話を聞きますという制度が公聴会だと私は認識しているんですけど、その辺どうですか。

○中井めぐみ議員 私は、市民医療センターのほうで選ぶと考えていました。

○末吉美帆子委員 所沢市議会でも公聴会をやったことはあります。議会基本条例制定に関する特別委員会で公聴会を開いて公述を聞いたことがあります。先ほど大石副委員長が言ったように、それに先立って、本当に知らなかったっていう方がいないように、様々な広報をして、論文を出していただき、特別委員会で選抜をし、きっちりと選んだ方がお話をするという場なんですよ。この特別委員会のスケジュール、公聴会までのスケジュール、そしてどんな方にどんな話をしていただくのが特別委員会に必要だと思っていますか。それで、先ほど大石副委員長が言いましたけれども、私たちは公聴会というスタイルは取っていないけれども、専門的識見がある医師会、介護サービス、これから国立病院にも伺います。必要があればさらに必要な方々にお話を聞くように特別委員会の中で話し合っていきます。公聴会というスタイルをとらなければいけない理由をあわせて教えてください。

○中井めぐみ議員 特別委員会の中で、確かに、病院の方やケアマネジャーの関係の方などに御意見を聞いていますけれども、一般的に、例えば医療的ケア児の会をつくってらっし

やる方だったり、看護師だったりとか、いろんな会の会長ではなくても、実際に働いてらっしゃる方たちの声があるかと思います。その中に、識見と言われるかどうか分かりませんが、実際に利用されている方の意見もあってしかるべきだと思っています。そのような方たちが、自分の思いを伝える場所が公聴会だと思っています。確かに、日程がものすごく難しいことは理解しています。12月1日の提言までに公聴会を開くことはなかなかの作業だとは思っていますが、ぜひそれを努力してやっていただきたいと思います。

○末吉美帆子委員　こういう方のお話を聞いたほうがいいというのは理解できました。先ほど言いましたが、何回も言いますが、公聴会までのスケジュールは努力すれば何とかなるものではないですよね。先ほど最後に聞きましたが、他の方法があると思いますよ。何で請願者の方にそこを説明しなかったのか。逆に、相談に来られたときには、私たちこういう方法もありますよとか、こうしたらいんじゃないですかとか話し合いますよね。なぜそこまで公聴会というものにこだわるのか、中井議員の御意見を伺いたいです。

○中井めぐみ議員　地方自治法や議会基本条例に則っている公聴会のほうがより皆さんに対しての意見を言ったときの重さというか、そういうものがあると思っています。ぜひ公聴会だと思います。

○齊藤かおり議員　中井議員が一生懸命自分のところに相談にこられた市民に対してすごく真摯に真面目に頑張っているなというのはすごく伝わってきました。今回医師会の方とか、現場に立たれている方とか、いろんな方のお話を聞いてきました。これからも聞いていきます。その中には市民の方もいらっしゃいます。ぜひ、私も大石副委員長が先ほどおっしゃったように入ってきて、一緒にいろんな方のお話を聞いて考えていただきたかったんですけども、その話し合いが会派内で、統率されていないのかなと感じてしまうんですけどもその辺の意識はどうでしょうか。

○中井めぐみ議員　私たちはしっかり会派内で話し合っているとは思っています。

○福原浩昭委員　やはり請願が出た以上、1個ずつ確認する必要があると思っています。その上で先ほどのいくつか確認の中で、公聴会制度に関する認識が少し違うのかなということが分かりました。今特別委員会の中で審査している内容は、結構な大きな議論なんです。医療センターだけじゃない保健所でもない保健医療に関する、所沢市の医療全体を議論する、そういう大きな場なんです。専門的知見ってかなりいろんな方の御意見が必要で、医師会の方、医療センターのドクター、もろもろ専門的なところで携わっている方の意見を参考にきて、これからはするんですよ。その中で、市民もいろんな方がいらっしゃるので一概に言えませんが、別にないがしろにするつもりではないんですけども、私たちが審査する上で大事に思っていることをちゃんと考え、話を聞く場を特別委員会として設けているんです。

つまり、地方自治法とか議会基本条例とか出ていましたけれども、それはあくまで義務規定ではないんです。だから、まず、法に触れた話ではないということを考えた場合に、我々が考えているこの専門的知見ということが十分私は果たされていると思っているんですが、それでも足りない、つまりもっと市民の意見を聞かなければ今回の議論というのは成り立たないんだというふうに思っている根拠は何ですか。そこをお示してください。

○中井めぐみ議員 成り立たないということではないです。このような形で公聴会を開いてほしいという御意見はごもっともだなと思っていますので、ぜひ特別委員会の中でやっていただきたいということです。

○福原浩昭委員 公聴会制度はさきほど確認したとおりですよ。所沢市民全員の声ではなく、一部の方の声なんです。もちろん、一部の方の声をないがしろにするつもりはありません。ですが、今回の審査の中で、それが十分機能できるかどうかということは、特別委員会の中で判断する話だと思っています。聞いてくださいという意見は尊重します。請願も尊重しますが、それと必ず市民の声を聞かなければ今回の審査が成り立たないっていう感じということは別だと私は考えているんですけど、その辺どうですか。

○中井めぐみ議員 別ではないと思っています。成り立つ、成り立たないということではなく、患者として利用している、先ほど言いましたように障害のあるお子さんを育てる方や看護師として働いている方などの意見も一緒に聞いていくことが、特別委員会が成り立たないことはないですけど、その方がずっと良い提言に繋がっていくと私は思っています。

○福原浩昭委員 今回の請願は、あくまで公聴会に限ってのことなのです。公聴会をやって欲しいという件名なのです、市民の意見を聞いて欲しいという請願ではないんです。だから、この公聴会制度については先ほど言ったように、時間的な制限があったりして今のこの特別委員会の審査の中で馴染むかどうかをしっかりと考えなければいけないんじゃないかと私は思うんです。今、中井議員がおっしゃったことは、市民の意見を聞いてほしいということが趣旨で公聴会が目的じゃないと私は今感じたんですけど、その辺の見解はどうですか。

○中井めぐみ議員 やはり市民の声を聞くということもありますが、公聴会という形で、何も分からない人が興味で来るということではなくて、ある程度市民医療センターについての考えを持っている方ということで、識見ということかなと思っています。

○福原浩昭委員 であれば、別に公聴会という形でなくても、例えば、正副委員長に手紙を送るとか、ぜひ意見を聞いてくださいというような手段もできますよね。そういうふうな手段がほかにあることは考えなかったのですか。

○中井めぐみ議員 やはり皆さんと一緒に話し合う機会を持つことが私は大事だと思っています。手紙でお願いをするということではなくて、公聴会という形で実際に説明を受け、そして自分の意見を話し、やり取りをするという形で行うことで、理解が深まり、より良い

市民医療センターになっていくんだと思っています。

○島田一隆委員長　以上で、紹介議員への質疑を終結します。ここで、暫時休憩します。

休　　憩（午後３時５２分）

再　　開（午前４時２６分）

○島田一隆委員長　再開します。請願第４号について意見を求めます。

○大久保竜一委員　請願第４号「「保健医療特別委員会」での意見集約にあたり、所沢市議会基本条例に基づき市民からの声を聴く公聴会の実施を求めます」について、公明党を代表して不採択の立場から意見を申し上げます。

まず、今回の請願では、保健医療特別委員会が意見集約を行うにあたり、地方自治法第115条の２に基づく公聴会を設け、市民から意見を聴くことを求めています。しかし、保健医療特別委員会では、設置当初から大まかな調査スケジュールを組み、その中で、市民医療センターを利用されている地域住民の声を聴くため、地元自治会との意見を聴くなどを設ける予定であることが、すでに委員長から委員会の場で示されています。また、これまでも医療関係者などから意見を聴き、市民医療センターの建替えだけでなく、所沢市全体の地域医療の中で、公立病院がどのような機能を、どの規模で担うべきなのかという視点から、民間医療機関との役割分担、小児救急、病床機能、医療人材、病院経営などについて調査を進めています。

つまり、特別委員会として市民や関係者の意見を聴かずに結論を出そうとしているわけではありません。むしろ、委員会の調査計画の中に、地域住民の意見を聴くなどをあらかじめ位置づけた上で審査を進めているということです。

その上で、地方自治法第115条の２に基づく公聴会を、さらに実施する必要があるのかを判断する必要があります。

公聴会は、市民であれば誰でも自由に意見を述べる一般的な意見交換会とは異なります。公述人を委員会が選考し、賛否双方の申出がある場合には、一方に偏らないよう選定して、特定の案件について意見を聴く正式な制度です。今回、紹介議員への質疑を通じて、公聴会を「市民各層から広く意見を聴く場」と捉えているなど、法定の公聴会の制度趣旨とは必ずしも一致していない認識があることも分かりました。また、本請願について会派内でも十分な合意が図られていない旨の説明もありました。もちろん、これらだけをもって採否を判断するものではありません。重要なのは、法定の公聴会を開催することによって初めて得られる意見や事実が何なのかということです。

今回の質疑において、その具体的な必要性が十分に示されたとは考えておりません。

したがって、現在進めている調査や、すでに予定されている地域住民との意見を聴くなどに加えて、改めて地方自治法第115条の2に基づく公聴会を実施しなければならない必要性までは認められないことから、本請願については不採択とすべきものと考えます。

○島田一隆委員長 以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第4号については採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手なしであります。よって請願第4号は不採択とすべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休　　憩（午後4時30分）

再　　開（午前4時31分）

○島田一隆委員長 再開します。以上をもちまして本日の審査は終了いたします。

これをもちまして散会いたします。大変お疲れ様でした。

散　　会（午後4時33分）

保 健 医 療 特 別 委 員 会

令和 8 年 9 月 8 日 (火)

開 会 午前 ・ 午後 3 時 1 0 分
散 会 午前 ・ 午後 4 時 3 3 分
場 所 全員協議会室

委 員 長	島 田 一 隆	✓
副 委 員 長	大 石 健 一	✓
委 員	末 吉 美 帆 子	✓
〃	斉 藤 か お り	✓
〃	大 久 保 竜 一	✓
〃	松 本 明 信	✓
〃	福 原 浩 昭	✓

議 長	粕 谷 不 二 夫	
-----	-----------	--

●出席表

【保健医療特別委員会】 令和8年9月8日

議会事務局			
部局	課	職名	氏名
議会事務局		主査	山玉 和男
議会事務局		主任	羽鳥 弘美
議会事務局		主任	並木 大和